

令和5年7月19日

## ▼タイトル

令和5年第2回高島市議会臨時会の結果について

## ▼内容

本日の審議結果は、以下のとおりです。

### 提出議案数

・議決案件	1件	
・予算案件	1件	
・決議	1件	計3件

### 本日の議決状況

#### □議決案件

- ・議第54号は、産業建設常任委員会で付託審査され、原案のとおり可決されました。

#### □予算案件

- ・議第55号は、予算常任委員会で付託審査され、原案のとおり可決されました。

#### □決議

- ・決議第6号（万木豊議員に対する議員辞職勧告決議）は、原案のとおり可決しました。

※決議は裏面

以上

## ▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局  
○電話番号： 0740(25)8140  
○ファックス： 0740(25)8146

## 万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの令和4年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されているものの、虚偽有印公文書作成および同行使は、明らかな犯罪行為であり、市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたことから、市議会では、令和4年10月18日に万木豊議員に対して刑事告発を行った。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

これまでも度重なる不祥事をひきおこし、幾度となく辞職勧告決議が可決されたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上、決議する。

令和5年7月19日

高島市議会